資料

資料

用語集

この計画で使用する主な用語の解説をまとめました。なお、これらの用語は、この計画を推進する上での意味を記載したものです。

ア行	
IoT（アイ・オー・ティー）	Internet of Things の略称で、センサーやソフトウェアを搭載したデバイスがネットワークを通じてデータを交換する技術。これにより、物理的なモノがインターネットに接続され、データの収集や分析が可能になる。（出典：第 2 次札幌市 ICT 活用戦略）
暗渠	蓋で覆われることなどによって地下化された河川や水路
一般住宅地	市街化区域のうち、複合型高度利用市街地、郊外住宅地、工業地・流通業務地以外で、戸建住宅や集合住宅などの多様な居住機能や生活利便機能などの調和が保たれた居住環境を実現するエリア（参照：第 3 次札幌市都市計画マスタープラン、第 2 次札幌市立地適正化計画）
AI	Artificial Intelligence の略称で、機械が人間の知的活動を模倣する技術で、データ解析やパターン認識などに利用される。労働力不足の解消や生産性向上、さらには医療や教育の分野での応用が期待されている。（出典：第 2 次札幌市 ICT 活用戦略）
オープンスペース	屋外広場、屋内の広場空間など開放的な広がりをもった空間
カ行	
崖線	長く連続した崖の地形
環状グリーンベルト構想	札幌の自然条件を生かしながら、拠点となる公園を配置し、札幌のまちをみどりの帯で囲む構想（出典：第 4 次札幌市みどりの基本計画）
グレア	良好な見え方を阻害する不快なまぶしさ
景観資源	その場所の景観を特徴付けている地形・自然や建築物、工作物、公園緑地、水辺・河川、人の活動・営みなど。
景観整備推進法人	民間団体や市民による自発的な景観まちづくり活動の一層の推進を図る観点から、一定の景観の保全・整備能力を有する一般社団法人、一般財団法人、NPO 又は良好な景観の形成を図ることを目的とする会社を、景観法第 92 条に基づき、景観行政団体が指定し、良好な景観形成を担う主体として位置づける制度

景観法	都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備推進法人による支援等所要の措置を講ずる我が国で初めての景観についての総合的な法律
景観保全型広告整備地区	屋外広告物条例に基づき、良好な景観を保全し、または形成するため、屋外広告物の整備を図ることが特に必要な区域として指定する区域
景観まちづくり指針	札幌市景観条例に基づき、地域住民等との協働により策定する、一定の地域ごとに地域特性に応じた魅力的な景観を形成するための指針
景観まちづくり推進区域	景観まちづくり指針における対象区域
公開空地	一定規模以上の敷地面積を有する建築計画において、敷地内に確保される一定割合以上の空地
郊外住宅地	市街化区域のうち、おおむね外側に位置し、一定の生活利便機能を有する低層住宅地を主とし、自然に調和し、ゆとりある空間を生かした暮らしを実現するエリア（参照：第 3 次札幌市都市計画マスタープラン、第 2 次札幌市立地適正化計画）
公共施設	道路、河川、公園、広場、海岸、港湾、漁港その他景観法施行令で定める公共の用に供する施設（景観法第 7 条第 4 項における定義）
公共施設等	公共施設及び公共の用に供する工作物・公共建築物
工業地・流通業務地	工業や流通業務に係る集約的な土地利用を推進する、周辺市街地との均衡を保ちつつ、市内工業の操業環境の保全や新たな産業振興など、札幌市の産業を向上するエリア（参照：第 3 次札幌市都市計画マスタープラン、第 2 次札幌市立地適正化計画）
高次機能交流拠点	国際的・広域的な広がりを持って利用され、札幌・北海道の魅力と活力の向上を先導する、産業や観光、文化芸術、スポーツなど、高次な都市機能が集積するエリア（参照：第 3 次札幌市都市計画マスタープラン、第 2 次札幌市立地適正化計画）
交通結節点	様々な交通手段（徒歩、自動車、バス、鉄道など）を相互に連絡させる場所（出典：第 2 次札幌市立地適正化計画）

コリドー	緑の回廊（生態的な回廊）。道路緑化や河川などの植物群落や水域の連続性を保全することにより、野生生物の生息空間を確保するもの。（出典：第４次札幌市みどりの基本計画）
サ行	
視対象（主対象）	その景観の性格を規定し、他の対象を景観的に支配している対象（群）。その視対象によって、道路景観、橋りょう景観などという。
視点場	視点（見る人）が位置する場
樹容	樹木の姿のこと。
スカイライン	連続する山並みや建築物などが空を画する輪郭
生態系	地球上に生息する生き物の相互関係とそれらを取り巻く環境である大気や光、水、土などがお互いに関わりあいながら形作る、ひとつのまとまった仕組みと働き（システム）のこと（出典：生物多様性さっぽろビジョン）
ゼロカーボンシティ	2050 年に CO2（二酸化炭素）を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが又は地方自治体として公表された地方自治体（出典：環境省ホームページ）
扇端（せんたん）	扇状地の末端部
タ行	
対象場	眺められている対象群から視点場と視対象を除いたすべての対象。視対象の前景や背景を主に指す。
地域交流拠点	主要な交通結節点周辺や区役所周辺などの生活圏域の拠点で、日常的な生活利便機能や多様な都市機能の集積を図るとともに、公共交通の利便性を確保し、来訪者を受け入れる魅力ある交流空間を形成するエリア（参照：第 3 次札幌市都市計画マスタープラン、第 2 次札幌市立地適正化計画）
辻空間	街区の角や交差点に生まれる空間
デジタルサイネージ	表示と通信にデジタル技術を活用した、ディスプレイやプロジェクタなどの映像表示装置
デジタルトランスフォーメーション（DX）	デジタル技術を活用して業務やビジネスの構造を変革し、効率化や新たな価値の創出を目指す取組。企業や行政機関において、競争力強化や業務改善のために推進されている。平成 30 年（2018 年）に経済産業省が『DX レポート』を発表し、各企業に対して積極的な DX 推進を呼びかけている。（出典：第 2 次札幌市 ICT 活用戦略）

テレワーク	インターネットなどを活用し、オフィス外で業務を行う働き方。柔軟な働き方の推進や業務効率化の手段として導入が進んでいる。（出典：第 2 次札幌市 ICT 活用戦略）
都市機能	医療・福祉・子育て支援・商業等の機能のこと。（参照：第 2 次札幌市立地適正化計画）
都心	ＪＲ札幌駅北口一帯、大通と東８丁目・篠路通の交差点付近、中島公園の北端付近、大通公園の西端付近を頂点として結ぶ、札幌・北海道の魅力と活力を先導・発信するエリア（参照：第 3 次札幌市都市計画マスタープラン、第 2 次札幌市立地適正化計画）
土地区画整理事業	道路や公園などの公共施設の整備水準が低く、宅地が不整形で利用効率が低い市街地を面的に整備し、安全で快適な市街地を形成するため、個々の宅地を入れ換え、新しく必要になる道路や公園などを造る事業（出典：第 2 次札幌市立地適正化計画）
ハ行	
微地形	山岳、丘陵などの大きな地形に対して、台地のふちや小河川沿いに見られる小さな起伏のある地形
複合型高度利用市街地	おおむね環状通の内側及び地下鉄の沿線、地域交流拠点周辺で、高い居住密度を維持・向上し、生活利便機能を集積するとともに、質の高い都市空間を実現するエリア（参照：第 3 次札幌市都市計画マスタープラン、第 2 次札幌市立地適正化計画）
ブロックチェーン	デジタルデータを安全に管理するための革新的な技術。取引情報やデータを「ブロック」という単位でまとめ、それを「チェーン」として繋げていく仕組みのこと。データの透明性、効率性に優れ、高いセキュリティが確保できる。（出典：第 2 次札幌市 ICT 活用戦略）
マ行	
ミニまち	子ども向けに都市計画をわかりやすく解説した本（札幌市発行）。
ワ行	
ワーケーション	Work(仕事)と Vacation(休暇)を組み合わせた造語。テレワーク等を活用し、普段の職場や自宅とは異なる場所で仕事をしつつ、自分の時間も過ごすこと。（出典：国土交通省観光庁ホームページ）

景観施策の経緯

① 条例制定前の施策展開 ～札幌市都市景観要綱～

札幌市の景観施策は、昭和 56 年（1981 年）に「札幌市都市景観委員会」を設置したことに始まります。同年、同委員会から景観施策の基本的考え方をまとめた提言を受け、昭和 58 年（1983 年）に「札幌市都市景観賞」を創設、また、昭和 63 年（1988 年）に「札幌市都市景観要綱」を定めました。

この要綱に基づき、都心部において都市景観形成地区を指定し、地区内の建築行為等の届出・協議を始めました。

② 条例に基づく施策展開 ～札幌市都市景観基本計画、札幌市都市景観条例（旧）～

平成 9 年（1997 年）、都市景観の形成に関する基本的な方針として「札幌市都市景観基本計画」を策定し、平成 10 年（1998 年）にはこの基本計画を支える自主条例として「札幌市都市景観条例」を制定しました。

この条例に基づき、市内全域で大規模な建築物等の届出・協議を開始するなど、取組を展開してきました。

③ 法に基づく施策展開① ～札幌市景観計画、札幌市都市景観条例（新）～

平成 16 年（2004 年）、これまで各自治体が自主条例等で展開してきた景観施策の根拠となる景観法が制定されました。

この景観法を受け、これまで展開してきた景観施策の実効性を高めるため、平成 19 年（2007 年）に「札幌市都市景観条例」を全部改正(平成 20 年(2008 年)４月１日施行)するとともに、法に基づく「札幌市景観計画」を新たに策定（平成 20 年(2008 年)４月１日適用）し、取組を進めてきました。

④ 法に基づく施策展開② ～札幌市景観計画 2017、札幌市景観条例～

「札幌市都市景観基本計画（平成 9 年（1997 年）策定）」と「札幌市景観計画（平成 19 年（2007 年）策定）」を統合し、新たな「札幌市景観計画 2017」を平成 29 年（2017 年）に策定するとともに、「札幌市都市景観条例」を改正（平成 29 年(2017 年)4 月 1 日施行。名称を「札幌市景観条例」に変更）しました。

「札幌市景観計画 2017」に基づき、一定の要件を満たす建築等の行為を対象に計画の早い段階から協議を行う「景観プレ・アドバイス」、景観資源を市民等に広く周知することに主眼を置いてゆるやかに位置付ける「活用促進景観資源」、地域特性に応じた魅力的な景観を形成するための指針である「景観まちづくり指針」を策定できる制度を、新たな仕組みとして導入しました。

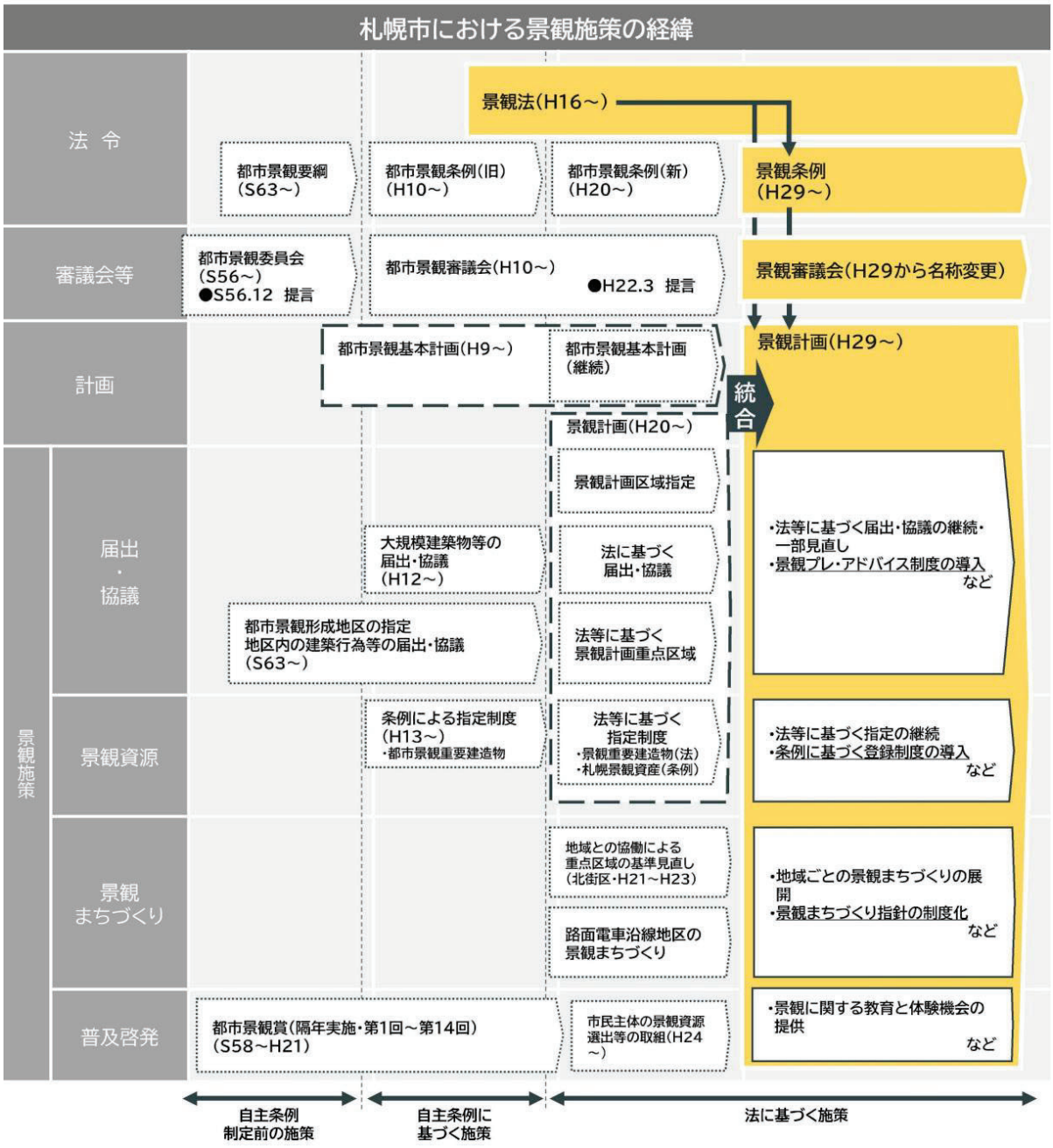


図　札幌市における景観施策の経緯

計画策定の経緯

年月日		景観審議会等	主な検討内容等
令和6年度	4月22日	第1回景観審議会	改定の方向性について
	9月19日	第2回景観審議会	「景観構造」「ゾーン」「眺望」について
	11月7日	第3回景観審議会	「夜間景観」「広告物」「色」について
	12月19日	第4回景観審議会	「雪・冬季の景観」「公共施設等」「届出等」について
	1月22日～1月23日	パネル展	「札幌らしい景観って！？」
	2月18日	第5回景観審議会	骨子について
令和7年度	5月27日	第1回景観審議会	「方針と基準」「重点眺望」について
	7月23日	第2回景観審議会	「方針と基準」「色彩景観基準等」について
	10月17日～10月18日	パネル展	「札幌の景観を楽しむ・考える」
	10月21日	第3回景観審議会	改定素案について
	12月18日	第4回景観審議会	改定素案について
	3月11日	第5回景観審議会	改定素案について
令和8年度	4月24日	第1回景観審議会	改定素案について
	6月10日～7月13日	パブリックコメント	計画(案)について市民意見募集
	7月24日	第137回都市計画審議会	都市計画審議会への事前説明
	9月11日	第138回都市計画審議会	都市計画審議会への意見聴取
	9月28日	第3回景観審議会	景観審議会への意見聴取

※令和8年度第2回景観審議会：別議題を審議



図　令和6年度パネル展の様子



図　令和7年度パネル展の様子

札幌市景観審議会委員名簿

令和 6～7 年度（委員 14 名）

氏名	職業等	専門
愛甲 哲也	北海道大学大学院農学研究院 教授	造園学
池ノ上 真一	北海商科大学 教授	都市・地域計画論、観光学
石塚 雅明（副会長）	株式会社石塚計画デザイン事務所 顧問	景観、地域まちづくり
江田 美保	市民	公募委員
小澤 丈夫（会長）	北海道大学大学院工学研究院 教授	建築設計、建築意匠、建築史
笠間 聡	国立研究開発法人土木研究所　寒地土木研究所 地域景観チーム　主任研究員	土木景観、景観まちづくり
窪田 映子	歴史地域未来創造株式会社やまチ取締役・副代表	ランドスケープ
田川 正毅	東海大学国際文化学部 地域創造学科 教授	建築設計、都市デザイン、こども環境学
巽 佳子	市民	公募委員
千葉 淑子	公益社団法人日本サインデザイン協会 理事 北海道地区代表幹事	広告物
松本 純	一般社団法人北海道建築士会 まちづくり委員会委員長	建築設計
森 傑	北海道大学大学院工学研究院 教授	建築計画・都市計画
森 朋子	札幌市立大学デザイン学部 教授	都市計画、 都市デザイン
渡部 典大	北海道大学大学院工学研究院 准教授	都市計画、都市デザイン、建築計画

（50 音順・敬称略、令和 8 年（2026 年）3 月時点）

令和 8～9 年度（委員 14 名）

氏名	職業等	専門
愛甲 哲也	北海道大学大学院農学研究院 教授	造園学
赤石 あすみ	市民	公募委員
明石 奈々	市民	公募委員
池ノ上 真一	北海商科大学 教授	都市・地域計画論、観光学
石塚 雅明（会長）	株式会社石塚計画デザイン事務所 顧問	景観、地域まちづくり
角 哲	北海道大学大学院・室蘭工業大学大学院 准教授	建築史・都市史・都市計画・建築意匠
笠間 聡	国立研究開発法人土木研究所　寒地土木研究所 地域景観チーム　主任研究員	土木景観、景観まちづくり
佐藤 俊義	北海道造園設計株式会社 代表取締役	ランドスケープ設計
田川 正毅（副会長）	元　東海大学 教授	都市景観、建築計画、こども環境学
千葉 淑子	公益社団法人日本サインデザイン協会 理事 北海道地区代表幹事	サイン、広告物
松本 純	一般社団法人北海道建築士会	建築設計
森 傑	北海道大学大学院工学研究院 教授	建築計画・都市計画
森 朋子	札幌市立大学デザイン学部 教授	都市デザイン、歴史的環境保全計画、都市計画
渡部 典大	北海道大学大学院工学研究院 准教授	都市計画、都市デザイン、建築計画

（50 音順・敬称略、令和 8 年（2026 年）４月現在）

パブリックコメント

(1)　意見募集期間

令和 8 年(2026 年)6 月 10 日(水)から令和 8 年(2026 年)7 月 13 日(月)まで

(2)　意見募集方法

市公式ホームページのご意見入力フォーム、郵送、FAX、電子メール、持参

(3)　資料の配布・閲覧場所

・市役所本庁舎 5 階 まちづくり政策局 都市計画部 地域計画課
・市役所本庁舎 2 階 市政刊行物コーナー
・各区役所 総務企画課（広聴係）
・各区まちづくりセンター
・市公式ホームページに掲載

(4)　パブリックコメントの内訳

①意見提出者・意見件数

9 人・18 件

②年代別内訳

19 歳以下	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代	80 歳以上	未回答	合計
0	1	0	2	1	5	0	0	0	9

③意見内訳

1 章	2 章	3 章	4 章	5 章	6 章	7 章	8 章	9 章	10 章	11 章	その他
1	1	1	1	5	2	0	0	2	2	0	3

(5)　パブリックコメントの意見の概要とそれに対する札幌市の考え方

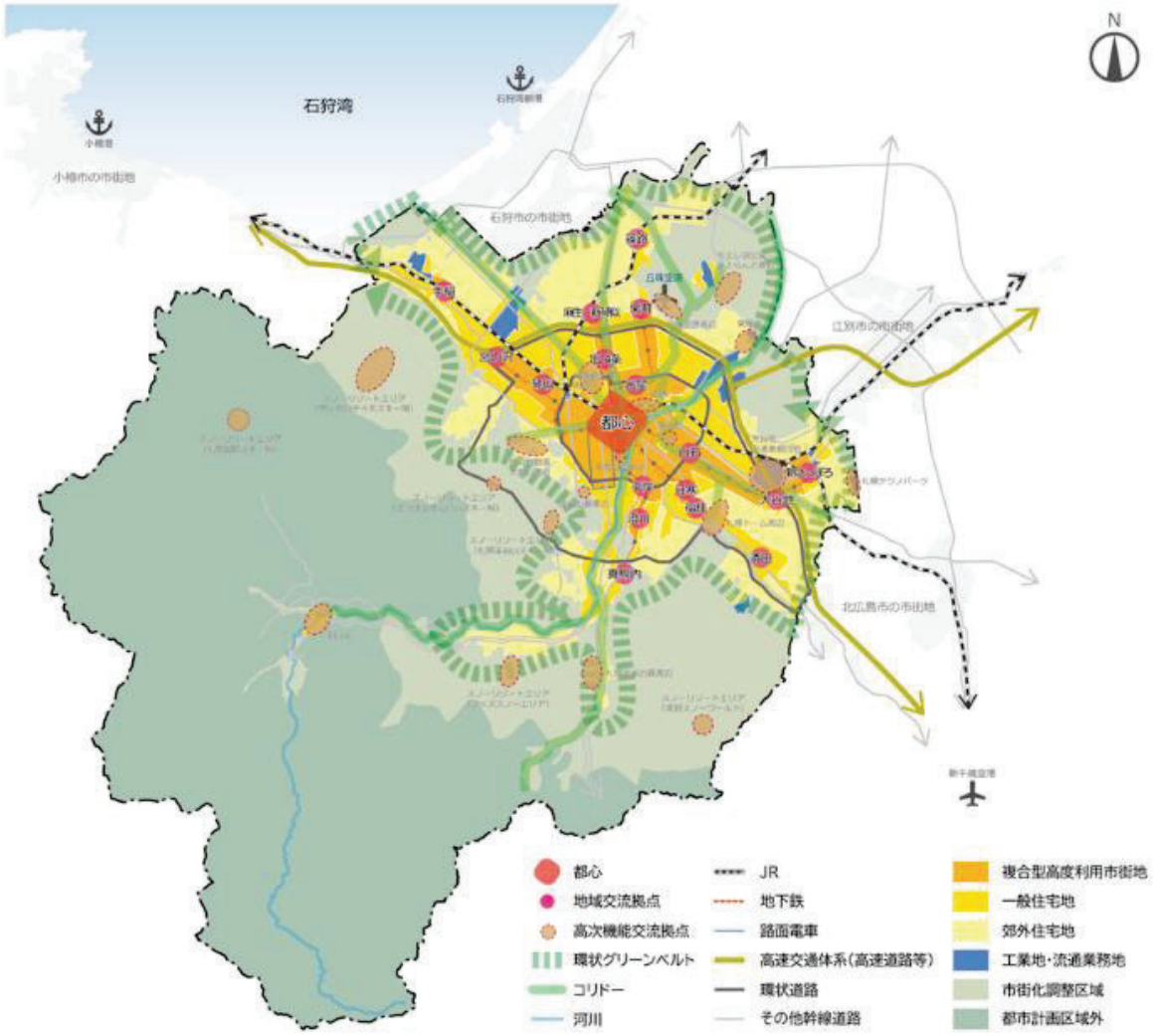
No.	該当章	意見の概要	札幌市の考え方
1	第１章	景観は住民の生活や文化の蓄積によって育まれるものであり、先人の思いを尊重しつつ、場当たり的な経済性を排して住民自らが維持・更新できる街づくりを推進すべきである。	ご意見のとおり、良好な景観は人々の暮らしにより培われた歴史や文化を反映していくことでその魅力が高まるものであり、また、「1-1　計画策定の目的」に記載のとおり、良好な景観はこのまちに暮らしているすべての人たちの理解と様々な取組によって形作られるものであると認識しております。 そのため、「4-2　札幌の良好な景観の形成に当たって目指す姿」では、都市の成り立ちを大切にすることや、活動や営みが変化を重ねてまち全体の魅力が高まっていることを「良好な景観の形成に当たって目指す姿」とし、実現に向けた取組を推進していきます。
2	第２章	建築物と一体となった太陽光パネルの導入は効率的と考えるが、未使用の市有地については、将来の環境変化やパネルの廃棄コストを考慮し、設備設置よりも一時的な植林等を行う方が得策である。	脱炭素社会の実現に向けては、エネルギー消費を減らし、エネルギーの有効活用を図ることに加え、必要なエネルギーについては、再生可能エネルギーへ変換を図っていくことが重要と考えており、未利用地への太陽光発電設備等の導入に当たっては、地域の環境や景観への配慮について検討の上、進めてまいります。いただいたご意見については、今後の取組に当たっての参考とさせていただきます。
3	第３章	札幌には、都心部の碁盤の目の街路、方角を示す通りからの山への眺望、豪雪に対応した地下空間など、「札幌らしさ」があった。しかし、近年の高層化によりその個性が失われつつあるため、時代の変化に応じつつも歴史的背景と「札幌らしさ」を確固たる基軸に据えた景観計画としてほしい。	札幌の都市骨格である碁盤の目の街路や、そこから望む山並みへの眺望、雪と共存した街並みなどは、先人から受け継いだ貴重な景観資源であり、次世代へ継承すべき「札幌らしさ」の根幹であると認識しております。本計画の見直しにおいては、都心部の再開発等が進む中でも、主要な視点場からの山並みへの眺望（ビスタ）の創出や、建築物の低層部における歩行者空間の形成、圧迫感の低減などを通じて、「札幌らしさ」をより感じられる景観形成を推進してまいります。
4	第４章	歴史的建築物の保全のため、固定資産税の減税や活用支援により所有者負担を軽減し、維持を働きかけるべきである。解体が避けられない場合は一部保存を図るとともに、計画変更が可能な早期段階で情報を公表し、市民意見を確認してほしい。	歴史的な建造物は、まちの記憶を伝える貴重な資産であり、民間が所有するものも数多くあることから、所有者の権利を尊重することを前提としつつ、地域社会全体でその価値を共有し、取り組んでいく必要があると認識しております。 このため、札幌市景観計画（本計画）に基づく景観資源の指定・登録制度による歴史的な建造物の保全・活用の実施や、第２期札幌市文化財保存活用地域計画に基づく、文化財の保存・活用のための取組により、景観資源・文化財の持つ価値や魅力をより多くの人に伝える情報発信に努め、所有者を含めた地域社会全体で、これらの資源を後世に伝えていけるよう取り組んでまいります。

No.	該当章	意見の概要	札幌市の考え方
5	第５章	住宅地や公共施設、教育施設に近接する高圧送電線・鉄塔や変電所は健康被害を及ぼし、環境を破壊している。送電線の地下埋設（地中化）を早期に進めるとともに、変電所周辺への緩衝地帯の設置等による環境整備を図るべきである。	本計画は良好な景観の形成を目的としており、鉄塔など大規模な工作物の設置に当たっては、目立たない色彩の選定や修景などにより、周囲との調和が図られるよう誘導してまいります。
6	第５章	全世代の外出意欲を促し、経済活性化と健康維持を推進するためには駅を起点とした散策や拠点間を巡りたくなるような、「街の回遊性」が重要である。	居心地が良く歩きたくなるまち（ウォーカブルシティ）の実現に向けて、「Well-Moving City SAPPORO 2045 ビジョン」を令和８年(2026年)３月に策定し、様々な取組を行うこととしており、地域のにぎわいと回遊性を高めるよう、本計画では景観資源の保全活用や、沿道の景観誘導などにより、景観形成を推進してまいります。
7	第５章	まちの中を路面電車が走る風景は札幌の特徴的な景観の一つである。また、路面電車は豪雪時には専用機材による集中除雪で早期開通できる優れた冬期交通機能を持つと考える。	ご意見のとおり、路面電車が走る風景は、「札幌らしさ」の特徴的な景観であると認識しております。いただいたご意見は今後の取組に当たっての参考とさせていただきます。
8	第５章	スウェーデン等の道路構造を参考に、車道・軽車両専用レーン・停車帯・出島状の歩道を組み合わせ、樹木をバランスよく配置した道路景観を提案する。安全性向上や景観の美しさだけでなく、冬期には軽車両レーンを堆雪スペースとして活用できる雪国特有のメリットが見込める。	場所の魅力につながる道路空間の整備や維持保全・活用により、にぎわいある景観形成を図る方針とし、取組を進めて参ります。いただいたご意見は今後の取組に当たっての参考とさせていただきます。
9	第５章	除雪への過度な公的コスト投入を抑えるべきである。主要道路の早期開通と堆雪スペースを考慮した道路設計を進めるとともに、マンション等に対して敷地内の堆雪スペース確保を求める独自条例の制定や、一時的な除雪は住民主体の除雪協力を促すなど、安全と最低限の経済活動の維持をまちづくりの段階で計画していくべき。	安心・安全で持続可能な冬の道路環境の実現をめざし、「札幌市冬のみちづくりプラン２０１８」を策定し、取組を進めています。いただいたご意見については、今後の取組に当たっての参考とさせていただきます。

No.	該当章	意見の概要	札幌市の考え方
10	第６章	ビル壁面等に設置される大型の立体ホログラム・3D デジタルサイネージ広告は、歩行者への過度な威圧感や交通事故を誘発する危険性があるため、設置を禁止すべきである。	近年普及が進む大型デジタルサイネージ等につきましては、情報の伝達力が高い一方で、誘目性が高く、光害や視覚的刺激の過多、交通安全上の影響が懸念されております。 そのため、周囲の景観との調和が図られるデジタルサイネージの表示方法や設置場所、輝度等のガイドライン等の策定を慎重に検討してまいります。
11	第６章	屋外広告物等の取組を応援する仕組みは事業者に限定せず、景観向上に貢献する個人や団体の活動も対象に広げるべきである。あわせて、それらの仕組みについては誰もが理解しやすいよう、わかりやすいガイドラインを策定してほしい。	良好な景観形成の推進に当たっては、事業者の皆様のみならず、市民や地域団体の皆様による主体的な取組が不可欠であると認識しております。ご意見を踏まえ、以下のページの記述を修正しました。 ６－６　普及啓発（P59） 【変更前】 また、より良いデザインの屋外広告物の掲出を誘導するため、屋外広告物を対象とした表彰制度等といった事業者の取組を応援する仕組みの構築を検討します。 【変更後】 また、より良いデザインの建築物等の誘導や幅広い景観に関する取組の広がりに向けて、屋外広告物を対象とした表彰制度といった事業者や市民の景観形成の向上に貢献する取組を応援する仕組みの構築を検討します。
12	第９章	豊平館等の歴史的建造物に対する「観光客向け」という市民の距離感を解消するため、市民主催のイベント利用や講習等のサポートを充実すべきである。また、「景観まちづくり助成金」の対象や条件などの具体的な情報（検討中の場合は現在の進捗状況）を公開してほしい。	歴史的建造物のうち、時計台・豊平館など市所有の一部の文化財では、市民の方がコンサートやイベントなどで利用できる貸室事業を行っています。いただいたご意見を踏まえ、より多くの市民の方が、文化財に親しむことができるよう活用の取組を検討してまいります。また、景観まちづくり助成金などの市民の方の取組の支援に関しては、わかりやすい情報の提供に取り組んでまいります。
13	第９章	古い家屋の解体に伴い立派な庭木が伐採され、跡地がマンションや駐車場になることで街の景観が損なわれている。一定規模の大木を保護・存続させる条例等の仕組みや、建築時の緑化率の指定、さらに温暖化対策にも有効な「樹冠被覆率」に着目した緑地確保を推進してほしい。	市街地の象徴的な景観を創りだすとともに、札幌の歴史を物語る貴重な樹木などは、景観重要樹木等の制度により、所有者の協力のもと保全を進めてまいります。 また、一定規模以上の開発行為については、緑の保全と創出に関する条例に基づき緑化を義務付け、札幌の緑を守り育て、健康で文化的な生活を営む上で必要な緑豊かな都市環境の創出に取り組んでおります。いただいたご意見は今後の取組に当たっての参考にさせていただきます。

No.	該当章	意見の概要	札幌市の考え方
14	第 10 章	都心部の交差点では、夜 8～9 時の店舗閉店後に周囲が暗くなり横断歩道等の通行に危険が生じている。終電時刻（23:59 頃）までは、帰宅者や深夜の旅行者の安全確保と快適な夜間景観維持のため、店舗等の照明継続点灯に対する電気代助成などの支援を行うべきである。	魅力的な夜間景観の創出においては、演出的な光だけでなく、夜間景観を楽しめるよう歩行者の安全・安心や防犯に配慮した基盤的な明かりの確保が重要であると認識しております。夜間の道路照明については、街路灯の適切な維持管理とともに、都心等における夜間の歩行環境の維持向上に取り組んでまいります。
15	第 10 章	過度な電力を使用する人工的なホワイトイルミネーションを廃止し、自然の雪景色そのものの魅力を観光 PR の軸とすべきである。大通公園ではスケートや雪遊び等の体験型コーナーやプロによるウィンタースポーツのデモンストレーション等、雪国ならではのコンテンツでにぎわいを創出するとよい。	本市の冬の風物詩として親しまれている、さっぽろホワイトイルミネーションにおいては、電球の LED 化や一部グリーン電力を活用するなど、環境配慮に努めているところであり、今後も雪との調和を図りながら実施してまいります。また、手軽に雪体験を楽しめることは、札幌の冬期観光の大きな魅力であるとともに、札幌らしい景観を形作るものと認識しており、雪の魅力を体感できるコンテンツの造成についても、関係機関と連携しながら引き続き検討してまいります。
16	その他	資料 PDF への目次リンク設定や、Web 上で直接入力完結できる意見投稿フォームの設置など、市民がストレスなく閲覧・投稿できるデジタル化を図るべきである。現状の印刷やメール送信の手間は意見公募のハードルを高めており、改善が必要である。	いただいたご意見については、今後の取組に当たっての参考とさせていただきます。
17	その他	札幌の街並みに不足している日本的な風景を取り戻すため、寒地住宅の構造性能と和風意匠を兼ね備えた低コスト建築技術の開発・産業育成を推進すべきである。産官学連携、道・国との連携、AI 活用等を通じ、欧米の北方都市にはない独自の魅力を確立し、道外展開や国際的評価の獲得を目指す未来志向の取組をしてほしい。	積雪寒冷という北の風土の中で培われた歴史や文化・産業、豊かな自然が都市と近接しているという特徴を生かした景観形成を進め、次世代に引き継がれていくよう取り組んでまいります。いただいたご意見は今後の取組に当たっての参考とさせていただきます。
18	その他	景観計画案自体は理想に近い内容が描かれているが、行政の縦割りやハード（道路・建築物）優先により、他分野のまちづくり計画に反映されず孤立している。誰のための「札幌らしさ」かを問い直し、本計画を各種上位計画やマスタープランの「根本」として位置づけ、全庁で一体的に推し進めるべきである。	この景観計画は、第３次札幌市都市計画マスタープランの部門別の取組として関連付けられた計画であり、他の分野別計画と連携しながら取り組んでまいります。いただいたご意見は、今後の取組に当たっての参考とさせていただきます。

札幌の都市構造図



（出典：第３次札幌市都市計画マスタープラン）

札幌市景観条例

平成 19 年 12 月 13 日
札幌市条例第 54 号

目次

第１章　総則（第１条―第 11 条）
第２章　景観計画（第 12 条―第 15 条）
第３章　行為の届出等
　第１節　事前協議（第 16 条―第 16 条の５）
　第２節　景観法に基づく行為の届出等（第 17 条―第 23 条）
　第３節　建築物等の除却等の届出（第 24 条―第 27 条）
　第４節　公表（第 28 条）
第４章　景観重要建造物等
　第１節　景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等（第 29 条―第 35 条）
　第２節　札幌景観資産の指定等（第 36 条―第 41 条）
　第３節　活用促進景観資源の登録等（第 41 条の２―第 41 条の５）
　第４節　景観重要建造物等に配慮した景観形成（第 42 条）
第５章　地域ごとの景観まちづくりの推進
　第１節　景観まちづくり指針等（第 42 条の２－第 42 条の 13）
　第２節　地域景観まちづくり団体（第 42 条の 14・第 42 条の 15）
第６章　表彰、助成等（第 43 条・第 44 条）
第７章　景観審議会（第 45 条）
第８章　雑則（第 46 条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制、景観重要建造物等の指定等に関し必要な事項を定めるとともに、良好な景観の形成に関し施策の基本的事項その他必要な事項を定めることにより、札幌らしい個性的で魅力的な景観の形成を推進し、もって快適な都市環境の創造と市民文化の向上に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 景観の形成　景観の保全、育成及び創造をいう。

(2) 建築物等　建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第２条第１号に規定する建築物(以下「建築物」という。）及び建築物以外の工作物で規則で定めるものをいう。

(3) 広告物　屋外広告物法(昭和 24 年法律第 189 号)第２条第１項に規定する屋外広告物をいう。

（基本理念）

第３条　本市は、積雪寒冷という北の風土の中で、人々の日々の暮らしにより培われた歴史や文化・産業、豊かな自然が都市と近接しているという特徴等をいかし、自然や都市はもとより人の暮らしといった景観を構成する要素が相互に調和し、引き立てあうことで多様な魅力を放つ美しい札幌の景観を、市民及び事業者と協力して創り上げていくとともに、これを市民共通のかけがえのない財産として、愛着と誇りをもって次世代へ継承するものとする。

２　良好な景観の形成は、市、市民及び事業者が、良好な景観の形成の主体としてそれぞれ担うべき役割を認識し、相互に協力・連携することにより推進されなければならない。

（市の責務）

第４条　市は、良好な景観の形成を推進するため、必要な施策を策定し、これを総合的に実施するものとする。

２　市は、良好な景観の形成に関する施策の策定に当たっては市民及び事業者の意見等が反映されるよう努めるものとし、当該施策の実施に当たってはこれらの者と協働で行うよう努めるものとする。

（市民及び事業者の責務）

第５条　市民及び事業者は、自ら良好な景観の形成に配慮するよう努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

（財産権等の尊重及び他の公益との調整）

第６条　この条例の運用に当たっては、関係者の財産権その他の権利を尊重するとともに、公共事業その他の公益との調整に留意しなければならない。

第７条　削除

（先導的役割）

第８条　市は、公共建築物、道路、公園その他の公共施設の整備等を行う場合には、良好な景観の形成において先導的な役割を果たすよう努めるものとする。

（国等に対する協力の要請）

第９条　市長は、必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に対し、良好な景観の形成について協力を要請するものとする。

（知識の普及等）
第 10 条　市長は、市民及び事業者の良好な景観の形成に関する知識の普及及び意識の高揚を図るため、必要な措置を講ずるものとする。
（諸制度の活用）
第 11 条　市長は、良好な景観の形成を推進するため、法に定めるもののほか、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、建築基準法、屋外広告物法、都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）等に基づく諸制度の活用を図るよう努めるものとする。

第２章　景観計画

（景観計画）
第 12 条　市長は、景観計画（法第８条第１項に規定する景観計画をいう。以下同じ。）において、次に掲げるもののうち、必要なものを定めるものとする。
(1) 法第８条第２項各号に掲げる事項
(2) 法第８条第２項第１号に規定する景観計画区域（以下「景観計画区域」という。）内で特に良好な景観の形成を図る必要がある区域（以下「景観計画重点区域」という。）
(3) 法第８条第３項に規定する良好な景観の形成に関する方針
(4) 第 24 条第１項の規定による届出を要する行為ごとの良好な景観の形成のための基準
(5) 第 36 条第１項に規定する札幌景観資産の指定の方針
(6) その他市長が必要と認める事項
2　景観計画重点区域における法第８条第２項第２号の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項及び同条第３項の良好な景観の形成に関する方針並びに前項第４号に規定する良好な景観の形成のための基準（以下「都市景観形成基準」という。）は、当該区域ごとに定めるものとする。
（策定の手続）
第 13 条　市長は、景観計画を定めようとするときは、法第９条の規定によるほか、あらかじめ、広く市民等の意見を求めるとともに、札幌市景観審議会の意見を聴かなければならない。
2　前項の規定は、景観計画の変更について準用する。
（計画提案をすることができる団体）
第 14 条　法第 11 条第２項の条例で定める団体は、良好な景観の形成を推進する活動を行うことを目的とする団体として規則で定める団体とする。
（計画提案があったときの景観審議会への付議）
第 15 条　市長は、法第 11 条第１項及び第２項の規定による提案があったときは、あらかじめ、札幌市景観審議会に当該計画提案に係る景観計画の素案を提出して、意見を聴かなければならない。

第３章　行為の届出等

第１節　事前協議

（事前協議）
第 16 条　景観計画区域内において、法第 16 条第１項若しくは第２項又は第 24 条の規定による届出が必要な行為を行おうとする者は、当該届出を行う前に当該行為の設計、施行方法等について、市長に協議することができる。
2　市長は、前項の規定による協議に応じ、速やかに必要な助言をするものとする。
（景観審議会の関与による事前協議）
第 16 条の２　景観計画区域内において、法第 16 条第１項の規定による届出又は同条第５項後段の規定による通知が必要な行為のうち、次に掲げるもの（景観法施行令（平成 16 年政令第 398 号）第 12 条に規定する工事を除く。）を行おうとする者は、当該行為に着手する日の 180 日前（第１号から第７号までに掲げる行為のうち、都市計画（都市計画法第４条第１項に規定する都市計画をいう。以下同じ。）の決定又は変更が必要な行為にあっては、当該行為に係る都市計画の案を市が同法第 19 条第２項の規定により札幌市都市計画審議会に付議する前及び当該行為に着手する日の 180 日前）までに良好な景観の形成に関する事項について、市長に協議しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。
(1) 都市計画法第８条第１項第３号の高度利用地区（第 22 条第１号において「高度利用地区」という。）の区域内における建築物（当該建築物に係る敷地を含む区域に係る用途地域（同項第１号の「用途地域」をいう。以下この項において同じ。）に関する都市計画において定められた容積率の数値を超えるもの又は建築基準法第 59 条第４項の規定による許可に係るものに限る。第 22 条第１号において同じ。）の新築又は増築
(2) 都市計画法第８条第１項第４号の特定街区（第 22 条第２号において「特定街区」という。）の区域内における建築物（当該建築物に係る敷地を含む区域に係る用途地域に関する都市計画において定められた容積率の数値を超えるもの又は建築基準法第 56 条若しくは第 56 条の２若しくは札幌圏都市計画高度地区（市長が同項の規定により定める同項第３号の高度地区をいう。以下同じ。）に係る計画書（都市計画法第 14 条第１項に規定する計画書をいう。）に基づき市長が定める高度地区規定書（以下この項において「高度地区規定書」という。）の規定による高さの制限を超えるものに限る。第 22 条第２号において同じ。）の新築又は増築
(3) 都市計画法第８条第１項第４号の２の都市再生特別地区（第 22 条第３号において「都市再生特別地区」という。）の区域内における建築物（当該建築物に係る敷地を含む区域に係る用途地域に関する都市計画において定められた容積率の数値を超えるもの又は建築基準法第 56 条若しくは第 56 条の２若しくは高度地区規定書の規定による高さの制限を超えるものに限る。第 22 条第３号において同じ。）の新築又は増築
(4) 地区計画等（都市計画法第 12 条の４第１項各号に掲げる計画をいう。第 22 条第４号において同じ。）の区域内における建築物（高度地区

規定書の規定による高さの制限を超えるものに限る。同号において同じ。）の新築又は増築
(5) 都市計画法第 12 条の５第３項の再開発等促進区（第 22 条第５号において「再開発等促進区」という。）の区域内における建築物（建築基準法第 68 条の３第１項から第４項までの規定による認定又は許可に係るものに限る。同号において同じ。）の新築又は増築
(6) 都市計画法第 12 条の８の規定により地区整備計画に制限を定めた地区計画の区域内における建築物（当該建築物に係る敷地を含む区域に係る用途地域に関する都市計画において定められた容積率の数値を超えるもの又は建築基準法第 68 条の５の３第２項の規定による許可に係るものに限る。第 22 条第６号において同じ。）の新築又は増築
(7) 都市計画法第 12 条の 10 の規定により地区整備計画に制限を定めた地区計画の区域内における建築物（建築基準法第 68 条の５の５第２項の規定による認定に係るものに限る。第 22 条第７号において同じ。）の新築又は増築
(8) 景観重要建造物（法第 19 条第１項に規定する景観重要建造物をいう。以下同じ。）又は第 36 条第１項の規定により同項の札幌景観資産として指定した建築物（以下この号においてこれらを「指定景観重要建造物」という。）の敷地境界線（当該指定景観重要建造物の敷地境界線が前面道路に接する場合においては、当該指定景観重要建造物の敷地境界線のうち前面道路に接する部分、その両端から当該道路の反対側の境界線に延ばした各垂線及び当該道路の道路中心線（当該指定景観重要建造物の敷地が道路のみに接しているときは、当該指定景観重要建造物の敷地境界線及び当該道路の道路中心線）により区画された道路の部分が、当該指定景観重要建造物の敷地に含まれるものとみなした場合における当該指定景観重要建造物の敷地境界線）からの水平距離が 10 メートル未満の範囲内にある敷地における建築物の新築又は増築
(9) 景観計画重点区域内における高さが 60 メートルを超える建築物又は延べ面積（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第２条第１項第４号に規定する延べ面積をいう。以下同じ。）が 10,000 平方メートルを超える建築物の新築又は増築
(10)札幌市立地適正化計画（市長が都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 81 条第１項の規定により定める計画をいう。以下同じ。）に記載する都市機能誘導区域（同条第２項第３号の都市機能誘導区域をいう。次号において同じ。）のうち同計画において定める都心に係る部分（以下「都心に係る都市機能誘導区域」という。）の区域内において、高さが 60 メートルを超え、かつ、延べ面積が 10,000 平方メートルを超える建築物の新築又は増築
(11)札幌市立地適正化計画において定める都市機能誘導区域のうち都心に係る都市機能誘導区域以外の部分（以下「都心以外に係る都市機能誘導区域」という。）の区域内において、延べ面積が 10,000 平方メートルを超える建築物の新築又は増築
(12)高さが 100 メートルを超える工作物（規則で定めるものを除く。）の新設又は外観の過半にわたる色彩の変更
(13)橋長が 100 メートルを超える橋りょう（高架道路又は高架鉄道と一体となってその効用を全うするものを除く。）で河川に架かるものの新設又は改築
(14)その他市長が必要と認める行為

２　前項の規定による協議を行おうとする者は、市長に対し、書面により協議の申出をしなければならない。
３　市長は、前項の規定による申出があったときは、協議に応じ、速やかに必要な助言をするものとする。
４　市長は、前項の規定による助言をしようとするときは、あらかじめ、札幌市景観審議会の意見を聴かなければならない。

（助言に関する意見等）
第 16 条の３　市長は、前条第３項の規定により助言をするときは、その相手方に対し、当該助言に関する意見を求めることができる。
２　市長から前項の規定により助言に関する意見を求められた者は、当該助言を受けた日から 30 日以内に意見を提出しなければならない。
３　市長は前項の規定による意見の提出があった場合において、必要があると認めるときは、再度、助言をすることができる。
４　前条第４項並びに第１項及び第２項の規定は、前項の規定により助言をする場合について準用する。

（公表）
第 16 条の４　市長は、第 16 条の２第３項又は前条第３項の規定による助言を行ったときは、次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、市長は、個人の生命、身体、財産その他の利益の保護の観点からやむを得ない事情があると認めた場合は、当該事項の全部又は一部を公表しないことができる。
(1) 助言の相手方の氏名及び住所
(2) 助言に係る建築物に関する設計者の氏名及び住所
(3) 助言に係る行為の場所
(4) 助言に係る行為の概要
(5) 助言の内容
(6) 前条第２項（同条第４項において準用する場合を含む。）の規定により提出された意見の内容
(7) その他市長が必要と認めるもの

（勧告）
第 16 条の５　市長は、第 16 条の２第１項の規定による協議を行わなかった者に対し、当該協議を行うよう勧告することができる。

第２節　景観法に基づく行為の届出等
（景観計画区域内における行為の届出に添付する図書）
第 17 条　景観法施行規則（平成 16 年国土交通省令第 100 号）第１条第２項第４号の条例で定める図書は、当該届出に係る建築物等の完成予想図その他の規則

で定める図書とする。

（景観計画区域内における行為の届出）

第 18 条　法第 16 条第１項第４号の条例で定める行為は、景観計画重点区域内における景観法施行令第４条第１号及び第２号に掲げる行為とする。

2　法第 16 条第１項の規定による届出（前項に規定する行為に係るものに限る。以下この条において同じ。）は、法第 16 条第１項に規定する事項を記載した届出書に規則で定める図書を添付して行わなければならない。

3　法第 16 条第１項の条例で定める事項は、行為をしようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに行為の完了予定日とする。

4　法第 16 条第２項の条例で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第１項の規定による届出に係る行為が同条第８項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

（景観計画区域内における行為の届出等の適用除外）

第 19 条　法第 16 条第８項第 12 号の条例で定める行為は、別表の左欄に掲げる景観計画区域の区分に応じ、それぞれ当該区域内における同表の右欄に掲げる行為とする。

（勧告の手続等）

第 20 条　市長は、法第 16 条第３項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、札幌市景観審議会の意見を聴かなければならない。

（法に基づく届出をした者に対する通知）

第 21 条　市長は、法第 16 条第１項又は第２項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為について、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、その旨を当該届出をした者に通知するものとする。

（特定届出対象行為）

第 22 条　法第 17 条第１項に規定する特定届出対象行為は、次の各号のいずれかに該当する行為とする。

(1) 高度利用地区の区域内における建築物の建築等（新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる大規模な修繕若しくは模様替又は外観の過半にわたる色彩の変更をいう。以下同じ。）

(2) 特定街区の区域内における建築物の建築等

(3) 都市再生特別地区の区域内における建築物の建築等

(4) 地区計画等の区域内における建築物の建築等

(5) 再開発等促進区の区域内における建築物の建築等

(6) 都市計画法第 12 条の８の規定により地区整備計画に制限を定めた地区計画の区域内における建築物の建築等

(7) 都市計画法第 12 条の 10 の規定により地区整備計画に制限を定めた地区計画の区域内における建築物の建築等

（変更命令等の手続）

第 23 条　市長は、法第 17 条第１項又は第５項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、札幌市景観審議会の意見を聴かなければならない。

第３節　建築物等の除却等の届出

（建築物等の除却等の届出）

第 24 条　景観計画重点区域内において、次に掲げる行為を行おうとする者は、当該行為に着手する日の 30 日前までに、規則で定めるところにより、その内容を市長に届け出なければならない。

(1) 建築物等の除却

(2) 広告物の表示、移転若しくはその内容の変更又は広告物を掲出する物件の設置、改造若しくは移転

(3) その他良好な景観の形成に影響を及ぼすおそれのある行為で規則で定めるもの

2　前項の規定による届出をした者は、その届出の内容のうち、規則で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

3　次に掲げる行為については、前２項の規定は、適用しない。

(1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの

(2) 震災、風水害、火災その他の災害のために必要な応急の措置として行う行為

(3) 国の機関又は地方公共団体が行う行為(前２号に掲げる行為を除く。)

（都市景観形成基準との適合）

第 25 条　景観計画重点区域内において、前条第１項各号に掲げる行為を行おうとする者は、当該行為を当該区域に係る都市景観形成基準に適合させなければならない。

（条例に基づく届出をした者に対する通知）

第 26 条　市長は、第 24 条第１項又は第２項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為について、当該行為の行われる景観計画重点区域に係る都市景観形成基準に適合していると認めるときは、その旨を当該届出をした者に通知するものとする。

（助言、指導及び勧告）

第 27 条　市長は、第 24 条第１項又は第２項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が当該区域に係る都市景観形成基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、指導し、又は勧告することができる。

2　市長は、第 24 条第１項又は第２項の規定による届出を行わなければならない者が当該届出をせずに当該届出を行うべき行為に着手したと認めるときは、当該届出を行わなければならない者に対し、当該届出をすべきことを勧告することができる。

3　第１項の規定による助言、指導又は勧告は、届出のあった日から 30 日以内にしなければならない。

4　市長は、第１項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、札幌市景観審議会の意見を聴かなければならない。

第４節　公表

（公表）

第 28 条　市長は、法第 16 条第３項又は第 16 条の５若しくは前条第１項若しくは第２項の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わないときは、その者の

氏名又は名称及び当該勧告の内容を公表することができる。

2　市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者の意見を聴かなければならない。ただし、その者が正当な理由なく意見の聴取に応じないときその他意見の聴取が困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

3　市長は、第１項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、札幌市景観審議会の意見を聴かなければならない。この場合において、市長は、前項の規定により聴取した意見の要旨（前項ただし書に規定する場合にあっては、意見を聴取できなかった具体的な理由）を記載した書面を札幌市景観審議会に提出しなければならない。

第４章　景観重要建造物等

第１節　景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等

（景観重要建造物の指定の手続）

第 29 条　市長は、景観重要建造物の指定をしようとするときは、同法第 19 条第２項の規定によるほか、あらかじめ、札幌市景観審議会の意見を聴かなければならない。

（景観重要建造物の管理の方法の基準）

第 30 条　法第 25 条第２項の規定により定める管理の方法の基準は、次に掲げるものとする。

(1) 景観重要建造物の修繕は、原則として当該修繕前の外観を変更することがないようにすること。

(2) 消火器の設置その他の景観重要建造物の防災上の措置を講ずること。

(3) 前２号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のために必要な措置として規則で定める措置を講ずること。

（景観重要樹木の指定の手続）

第 31 条　市長は、景観重要樹木（法第 28 条第１項に規定する景観重要樹木をいう。以下同じ。）の指定をしようとするときは、同条第２項の規定によるほか、あらかじめ、札幌市景観審議会の意見を聴かなければならない。

（景観重要樹木の管理の方法の基準）

第 32 条　法第 33 条第２項の規定により定める管理の方法の基準は、次に掲げるものとする。

(1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、整枝せん定その他必要な管理を行うこと。

(2) 景観重要樹木の滅失又は枯死を防ぐための措置を講ずること。

(3) 前２号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のために必要な措置として規則で定める措置を講ずること。

（景観重要建造物等の原状回復命令等の手続）

第 33 条　市長は、法第 23 条第１項（法第 32 条第１項において準用する場合を含む。）の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ、札幌市景観審議会の意見を聴かなければならない。

（管理に関する命令及び勧告の手続）

第 34 条　市長は、法第 26 条又は法第 34 条の規定により必要な措置を命じ、又は勧告しようとするときは、あらかじめ、札幌市景観審議会の意見を聴かなければならない。

（景観重要建造物等の指定の解除の手続）

第 35 条　市長は、法第 27 条第２項の規定により景観重要建造物の指定を解除し、又は法第 35 条第２項の規定により景観重要樹木の指定を解除しようとするときは、あらかじめ、札幌市景観審議会の意見を聴かなければならない。

第２節　札幌景観資産の指定等

（札幌景観資産の指定）

第 36 条　市長は、次の各号のいずれかに該当する建築物等（景観重要建造物及び法第 19 条第３項に規定する建造物を除く。）、樹木（景観重要樹木及び法第 28 条第３項に規定する樹木を除く。）その他の物であって、良好な景観の形成上重要な価値があると認めるもの（以下この項において「資産」という。）を札幌景観資産として指定することができる。

(1) 意匠、様式（樹木にあっては、樹容）等が良好な景観を特徴付けている資産

(2) 地域の歴史を物語る象徴的な資産

(3) 市民や観光客から親しまれている資産

(4) 将来の街づくりにいかされる可能性のある資産

(5) その他特に市長が良好な景観の形成上重要な価値があると認める資産

2　市長は、札幌景観資産を指定しようとするときは、あらかじめ札幌市景観審議会の意見を聴くとともに、その所有者及び権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。

3　市長は、第１項の規定による札幌景観資産の指定をしたときは、その旨を告示するとともに、その所有者等に通知しなければならない。

4　市長は、第１項の規定による札幌景観資産の指定をしたときは、規則で定めるところにより、これを表示する標識を設置するものとする。

（札幌景観資産の指定の解除）

第 37 条　市長は、札幌景観資産が朽廃、滅失等により札幌景観資産としての価値を失ったときその他特別の理由があると認めるとき（次項に規定する場合を除く。）は、札幌市景観審議会の意見を聴いて、札幌景観資産の指定を解除することができる。

2　市長は、札幌景観資産について、景観重要建造物若しくは法第 19 条第３項に規定する建造物又は景観重要樹木若しくは法第 28 条第３項に規定する樹木に該当するに至ったときは、札幌景観資産の指定を解除するものとする。

3　前条第３項の規定は、札幌景観資産の指定の解除について準用する。

（札幌景観資産の所有者等の管理義務）

第 38 条　札幌景観資産の所有者等は、その良好な景観が損なわれないように適切に管理するよう努めなければならない。

（現状変更行為等の届出）

第 39 条　札幌景観資産の所有者等は、当該札幌景観資産の現状を変更し、又は所有権その他の権利を移転しよう

とするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、非常災害のため必要な応急措置として行う行為その他市長が認める行為については、この限りでない。

2　前項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、同項の規定による届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、市長と協議しなければならない。

（助言及び指導）

第40条　市長は、前条の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為により札幌景観資産の良好な景観の形成上の価値が損なわれるおそれがあると認めるときは、その所有者等に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。

（台帳）

第41条　市長は札幌景観資産に関する台帳を作成し、これを保管しなければならない。

2　前項の台帳の作成及び保管に関し必要な事項は、規則で定める。

第3節　活用促進景観資源の登録等

（活用促進景観資源の登録）

第41条の2　市長は、景観重要建造物、景観重要樹木又は札幌景観資産以外のもので、次の各号のいずれかに該当し、良好な景観の形成上、価値があると認めるものを、活用促進景観資源として登録することができる。

(1) 建築物
(2) 建築物以外の工作物
(3) 樹木
(4) 前3号に掲げるものが一体を成している区域
(5) その他市長が必要と認めるもの

2　市長は、前項の規定により活用促進景観資源を登録しようとするときは、その所有者等その他これに類する者（以下「資源所有者」という。）の同意を得なければならない。ただし、資源所有者が特定できない場合は、この限りでない。

3　市長は、第1項の規定により活用促進景観資源を登録しようとするときは、札幌市景観審議会に意見を聴くことができる。

4　市長は、第1項の規定により活用促進景観資源を登録したときは、市民及び事業者に広く周知するための措置を講ずるものとする。

（活用促進景観資源の提案）

第41条の3　市民又は事業者は、景観重要建造物、景観重要樹木又は札幌景観資産以外のもののうち、前条第1項各号に掲げるものであって、良好な景観の形成上、価値があると認めるものについて、市長に対し、活用促進景観資源として登録することを提案することができる。

2　市長は、前項の規定により提案がなされたものについて、活用促進景観資源として登録する必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知しなければならない。

（活用促進景観資源の登録の通知）

第41条の4　市長は、第41条の2第1項の規定により活用促進景観資源を登録したときは、当該活用促進景観資源の資源所有者（当該登録が前条第1項の規定による提案によるものであるときは、当該資源所有者及び当該提案をした者）に通知しなければならない。ただし、資源所有者が特定できない場合は、この限りでない。

（活用促進景観資源の登録の取消し）

第41条の5　市長は、活用促進景観資源が朽廃、滅失等により活用促進景観資源としての価値を失ったと認めるとき、資源所有者から登録の取消しを求められたときその他特別の理由があると認めるとき（次項に規定する場合を除く。）は、活用促進景観資源の登録を取り消すことができる。

2　市長は、活用促進景観資源について、景観重要建造物、法第19条第3項に規定する建造物、景観重要樹木、法第28条第3項に規定する樹木又は札幌景観資産に該当するに至ったときは、活用促進景観資源の登録を取り消すものとする。

3　第41条の2第2項及び第3項並びに前条の規定は、前2項の規定による活用促進景観資源の登録の取消しについて準用する。

第4節　景観重要建造物等に配慮した景観形成

（景観重要建造物等への配慮）

第42条　市、市民及び事業者は、景観重要建造物、景観重要樹木、札幌景観資産及び活用促進景観資源との調和に配慮した良好な景観の形成に努めるものとする。

第5章　地域ごとの景観まちづくりの推進

第1節　景観まちづくり指針等

（定義）

第42条の2　この章において、地域住民等とは、本市の一定の区域内に住所を有する者、本市の一定の区域内において事業活動を行う者、本市の一定の区域内の土地若しくは建物を所有する者及びこれらに類する者として市長が認めるものをいう。

（地域ごとの景観まちづくりの推進）

第42条の3　市及び地域住民等は、地域ごとの景観の魅力を高めていくため、それぞれが役割を担い、相互に連携しながら、地域の景観の在り方について検討し、地域特性に応じた魅力的な景観の形成に向けた取組を推進するよう努めるものとする。

（景観まちづくり指針の策定）

第42条の4　市長は、一定の地域ごとに地域特性に応じた魅力的な景観を形成するための指針（以下「景観まちづくり指針」という。）を定めることができる。

（景観まちづくり指針に定める事項）

第42条の5　市長は、景観まちづくり指針において、次に掲げるもののうち必要なものを定めるものとする。この場合において、景観まちづくり指針は、景観計画に即したものでなければならない。

(1) 景観形成の目標・方針
(2) 景観まちづくり指針における対象区域（以下「景観まちづくり推進区域」という。）
(3) 第1号に規定する目標・方針に基づいた良好な景観の形成のための基準（以下「地域景観形

成基準」という。）

(4) 景観まちづくり推進区域内における建築物等の建築等（工作物にあっては、新設を含む。以下同じ。）であって、第 42 条の８第１項の規定により市長に届け出なければならないこととする行為（以下「地域届出対象行為」という。）

(5) 地域住民等が主体的に行う良好な景観の形成に資する活動

(6) その他市長が必要と認める事項

（景観まちづくり指針の策定の手続等）

第 42 条の６　市長は、景観まちづくり指針を策定しようとするときは、当該景観まちづくり指針において定めようとしている景観まちづくり推進区域内の地域住民等と協議するものとし、当該指針の案を協働で作成するよう努めるものとする。

２　前項の規定による協議のほか、市長は、広く地域住民等の意見を聴くため、必要な措置を講ずるものとする。

３　市長は、景観まちづくり指針を定めようとするときは、あらかじめ札幌市景観審議会の意見を聴かなければならない。

４　市長は、景観まちづくり指針を定めたときは、速やかに、これを告示しなければならない。

５　前各項の規定は、景観まちづくり指針を変更し、又は廃止する場合について準用する。

（地域景観形成基準との適合）

第 42 条の７　景観まちづくり推進区域において、法第 16 条第１項若しくは第２項の規定による届出又は同条第５項後段の規定による通知が必要な行為を行おうとする者は、当該行為を当該景観まちづくり推進区域に係る地域景観形成基準に適合させなければならない。

２　景観まちづくり推進区域において、当該景観まちづくり推進区域に係る地域届出対象行為を行おうとする者は、当該地域届出対象行為を当該景観まちづくり推進区域に係る地域景観形成基準に適合させなければならない。

（景観まちづくり推進区域における届出等）

第 42 条の８　景観まちづくり推進区域において、当該景観まちづくり推進区域に係る地域届出対象行為を行おうとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その内容を市長に届け出なければならない。

２　前項の規定にかかわらず、景観まちづくり推進区域内において当該景観まちづくり推進区域に係る地域届出対象行為を行うことにつき、法第 16 条第１項の規定による届出をしたときは、前項の規定による届出をしたものとみなす。

３　第１項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、同項の規定による届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、地域届出対象行為をしようとするときは、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。

４　前項後段の規定により通知をしなければならない場合において、景観まちづくり推進区域内において当該景観まちづくり推進区域に係る地域届出対象行為を行うことにつき、法第 16 条第５項後段の規定による通知をしたときは、前項後段の規定による通知をしたものとみなす。

５　市長は、第３項後段の規定による通知があった場合において、良好な景観の形成に必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該国の機関又は地方公共団体に対し、景観まちづくり指針に適合するようとるべき措置について協議を求めることができる。

６　第１項の規定による届出をした者は、その届出の内容のうち、規則で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

７　景観まちづくり推進区域における地域届出対象行為が法第 16 条第８項各号（第 12 号を除く。）に掲げる行為に該当する場合は、第１項及び第３項後段の規定は適用しない。

８　第 16 条第１項の規定は、第１項又は第６項の規定による届出について準用する。

（行為の着手の制限）

第 42 条の９　前条第１項又は第６項の規定による届出をした者は、市長がその届出を受理した日から 30 日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為（景観法施行令第 12 条に規定する工事を除く。）に着手してはならない。

２　市長は、前条第１項又は第６項の規定による届出に係る行為について、当該行為の行われる景観まちづくり推進区域に係る地域景観形成基準に適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

（届出をした者に対する通知）

第 42 条の 10　市長は、第 42 条の８第１項又は第６項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為について、当該行為の行われる景観まちづくり推進区域に係る地域景観形成基準に適合していると認めるときは、その旨を当該届出をした者に通知するものとする。

（地域住民等の責務）

第 42 条の 11　景観まちづくり推進区域内の地域住民等は、当該景観まちづくり推進区域に係る景観まちづくり指針に配慮し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（助言、指導及び勧告）

第 42 条の 12　市長は、第 42 条の８第１項又は第６項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為について、当該行為の行われる景観まちづくり推進区域に係る地域景観形成基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、指導し、又は勧告することができる。

２　市長は、第 42 条の８第１項又は第６項の規定による届出を行わなければならない者が当該届出をせずに当該届出を行うべき行為に着手したと認めるときは、その者に対し、当該届出をすべきことを勧告することができる。

３　第１項の規定による助言、指導又は勧告は、届出のあった日から 30 日以内にしなければならない。

４　市長は、第１項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、札幌市景観審議会の意見を聴かなければならない。

（公表）

第 42 条の 13　市長は、前条第１項又は第２項の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わないときは、その者の氏名又は名称及び当該勧告の内容を公表することができる。

2　市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者の意見を聴かなければならない。ただし、その者が正当な理由なく意見の聴取に応じないときその他意見の聴取が困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

3　市長は、第１項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、札幌市景観審議会の意見を聴かなければならない。この場合において、市長は、前項の規定により聴取した意見の要旨（前項ただし書に規定する場合にあっては、意見を聴取できなかった具体的な理由）を記載した書面を札幌市景観審議会に提出しなければならない。

第２節　地域景観まちづくり団体

（市民等の団体）

第 42 条の 14　市長は、地域住民等により構成される団体であって、地域特性に応じた魅力的な景観の形成に向けた取組を行うことを目的とするものを、規則に定めるところにより、地域景観まちづくり団体として認定することができる。

2　前項の地域景観まちづくり団体は、景観まちづくり指針の案の作成について、市長に申し出ることができる。この場合において、第 42 条の６第１項中「地域住民等」とあるのは、「地域景観まちづくり団体」と読み替えて適用するものとする。

（情報提供）

第 42 条の 15　市長は、必要と認めるときは、前条第１項の地域景観まちづくり団体に対し、同項に規定する取組を行う地域に係る地域届出対象行為等に関する情報を提供することができる。

第６章　表彰、助成等

（表彰）

第 43 条　市長は、良好な景観の形成に著しく寄与していると認められる建築物等その他のものについて、その所有者、設計者、施工者等を表彰することができる。

2　市長は、前項に定めるもののほか、良好な景観の形成に著しく寄与すると認められる行為を行ったものを表彰することができる。

（助成等）

第 44 条　市長は、景観重要建造物、景観重要樹木及び札幌景観資産の所有者等に対し、その保全等のために技術的援助を行い、又はその保全等に要する経費の一部を助成することができる。

2　市長は、前項に定めるもののほか、良好な景観の形成に寄与すると認められる行為を行おうとするものに対し、技術的援助を行い、又はその行為に要する経費の一部を助成することができる。

第７章　景観審議会

（景観審議会）

第 45 条　市長の諮問に応じ、良好な景観の形成に関する重要事項を調査審議するため、札幌市景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2　審議会は、委員 15 人以内で組織する。ただし、特別の事項を調査審議し、又はこの条例の規定に基づきその意見を聴くため市長が必要があると認めたときは、臨時の委員を置くことができる。

3　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 民間諸団体の代表者

(3) その他市長が適当と認める者

4　委員（第２項ただし書の臨時の委員を除く。）の任期は、２年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5　第 16 条の２第４項（第 16 条の３第４項において準用する場合を含む。）の規定により市長が意見を聴く事項について調査審議するため、審議会に景観アドバイス部会を置く。

6　前項の規定により景観アドバイス部会の所掌に属することとされた事項については、景観アドバイス部会の決定をもって審議会の決定とする。

7　第 20 条、第 23 条、第 27 条第４項、第 28 条第３項、第 42 条の 12 第４項及び第 42 条の 13 第３項の規定により市長が意見を聴く事項について調査審議するため、審議会に勧告等調整部会を置く。

8　前項の規定により勧告等調整部会の所掌に属することとされた事項については、勧告等調整部会の決定をもって審議会の決定とする。

9　第５項及び第７項に定めるもののほか、特定の事項を調査審議するため必要があると認めたときは、審議会に専門部会を置くことができる。

10　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第８章　雑則

（委任）

第 46 条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

1　この条例は、平成 20 年４月１日から施行する。

2　この条例の施行前に、この条例による改正前の札幌市都市景観条例（以下「旧条例」という。）第 15 条第１項又は第 19 条第１項の規定により届出がされた行為については、なお従前の例による。

3　この条例の施行の際現に旧条例第 22 条第１項の規定により指定されている都市景観重要建築物等は、改正後の札幌市都市景観条例第 36 条第１項の規定により指定された札幌景観資産とみなす。

附　則（平成 28 年条例第 61 号）

（施行期日）

1　この条例は、平成 29 年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第 16 条の２から第 16 条の５まで及び第

28条第1項の規定は、平成29年10月1日以後に着手する改正後の第16条の2第1項各号に掲げる行為（景観法施行令（平成16年政令第398号）第12条に規定する工事を除く。以下この項において同じ。）（当該行為について都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第1項の都市計画（以下「都市計画」という。）の決定又は変更が必要となるものにあっては、同日以後に当該行為に係る都市計画の案について市が同法第19条第2項の規定により札幌市都市計画審議会へ付議することとなるものに限る。）について適用し、同日前に着手する改正後の第16条の2第1項各号に掲げる行為及び同日以後に着手する改正後の第16条の2第1項各号に掲げる行為のうち当該行為について都市計画の決定又は変更が必要な行為であって同日前に当該行為に係る都市計画の案について市が同法第19条第2項の規定により札幌市都市計画審議会に付議したものについては、なお従前の例による。

3　改正後の第22条及び別表の規定は、平成29年5月1日以後に着手する同表の左欄に掲げる景観計画区域の区分に応じて同表の右欄に掲げる行為について適用し、同日前に着手する当該行為については、なお従前の例による。

4　改正後の第25条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に着手する改正後の第24条第1項各号に掲げる行為について適用し、施行日前に着手する改正前の第24条第1項各号に掲げる行為については、なお従前の例による。

5　この条例の施行の際現に札幌市都市景観審議会（以下「旧審議会」という。）の委員である者は、札幌市景観審議会（以下「新審議会」という。）の委員とみなす。

6　施行日前に行われた景観デザイン審査部会の決定は、勧告等調整部会の決定とみなす。

7　この条例による改正前の札幌市都市景観条例の規定により旧審議会の意見を聴かなければならないとされているもので旧審議会の意見を聴き、又は旧審議会の意見を聴くための手続をとったものは、改正後の札幌市景観条例の相当規定により新審議会の意見を聴き、又は意見を聴くための手続をとったものとみなす。

附　則（令和8年条例第32号）

（施行期日）

1　この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

別表

区域	行為の内容
景観計画重点区域以外の景観計画区域	次に掲げる建築物等（工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する建築物で仮設の建築物を除く。）の建築等（増築については、増築部分が次の各号に掲げる建築物等の規模である増築又は建築物が増築後において当該規模のものとなる増築に限る。）以外の行為 (1) 高さが31メートル（都市計画法第8条第3項第2号トの規定により建築物の高さの最高限度（以下この号において「高さ限度」という。）が18メートル又は24メートルに定められている札幌圏都市計画高度地区にあっては15メートル、高さ限度が27メートルに定められている札幌圏都市計画高度地区にあっては18メートル、高さ限度が33メートルに定められている札幌圏都市計画高度地区にあっては21メートル）を超える建築物 (2) 延べ面積が10,000平方メートル（都心に係る都市機能誘導区域又は都心以外に係る都市機能誘導区域の区域内にあっては、5,000平方メートル）を超える建築物 (3) 壁面の長さ（建築物の敷地境界線のうち前面道路に接する部分に当該建築物を垂直投影した際の水平方向の壁面の長さをいう。）が50mを超え、かつ、高さが10メートルを超える建築物 (4) 築造面積（建築基準法施行令第2条第1項第5号に規定する築造面積をいう。）が2,000平方メートルを超える工作物又は高さが31メートルを超える工作物（いずれも次号及び第6号に掲げる工作物を除く。） (5) 擁壁その他これに類する工作物でその延長が50メートルを超え、かつ、その最高の高さが6メートルを超えるもの (6) 橋りょう、高架道路、高架鉄道その他これらに類する工作物でその延長（橋りょうにあっては、橋長）が50メートルを超えるもの
景観計画重点区域	(1) 法第16条第1項第3号に規定する行為 (2) 次に掲げる建築物等の建築等 ア　工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する建築物で仮設の建築物 イ　本市の観光の振興、市民文化の向上、地域経済の活性化等に寄与するものとして市長が認める催しに係る仮設の建築物及び工作物 (3) 外観の変更を伴う大規模な修繕又は模様替以外の修繕及び模様替 (4) 外観の過半にわたる色彩の変更以外の色彩の変更